

アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する
調査研究支援業務委託仕様書（案）

この仕様書は、「アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する調査研究支援業務委託」について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。なお、この仕様書中の「甲」とは町田市、「乙」とは本業務を受託して行う事業者をいう。

第1章 総則

（目的）

本調査研究では、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして加速度的に変化した状況を調査・分析し、体系的に整理する。いわゆる「アフターコロナ」において郊外都市に求められる都市機能・公共サービスなどに関し、既に顕在化しているものだけでなく、その先も見据え、取り組むべきことについて明らかにする。

町田市未来づくり研究所では、「町田市未来シナリオ」で 2050 年の未来の姿を発表している。そこで、調査・分析し明らかにされた情報と「町田市未来シナリオ」を踏まえ、まちに求められている機能を把握し、取り組むべき施策の方向性を市に提言することを目的とする。

（貸与資料）

甲は、委託業務の実施に必要な甲が所有している資料を、乙の請求により貸与する。

（業務責任者）

1. 乙は、委託業務を実施する業務責任者を定め、甲に届け出る。業務責任者を変更する時は、事前に甲と協議の上、甲に届け出る。
2. 業務責任者は、委託業務の全般にわたる業務管理を行う。
3. 業務責任者は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者にすること。

（作業計画）

1. 乙は、契約後速やかに甲と作業内容や方法等について協議し、作業計画書を作成して甲の承認を得なければならない。
2. 作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表及び業務責任者、その他必要事項を記載する。

（成果品の帰属等）

1. 委託業務の実施にあたって作成した調査・検討資料、成果品及び収集した情報は、全て甲に帰属し、乙は甲の承認を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。
2. 甲は、契約書に定められた履行期限前であっても、必要に応じて完成している成果品の提出を求めることができる。

3. 乙は、契約期間の満了後であっても、納入した成果品に遺漏等が発見された場合は、すべて乙の責任において速やかに訂正を行う。

(秘密の保持・情報の管理)

乙は、別添「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

(事故発生による損害)

乙は、情報の紛失もしくは盗難等の事故により甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

(再委託)

1. 乙は、委託業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、簡易な業務であらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りではない。

2. 乙は、再委託をするにあたっては、再委託先に対し業務の実施について、適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(情報管理方法の指定)

乙は、データの取扱いにあたっては、データ保護管理規定を制定し規定に基づいて適正にデータ管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(疑義)

乙は、契約条項に記載のない事項、若しくは疑義を生じた場合は、速やかに甲と協議の上、甲の指示に従う。

第2章 業務

(業務内容)

1. 町田市の現状把握のための基礎調査・分析

新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた町田市の環境分析を行い、現状について明らかにする。

特に、町田市の人口動態のほか、働き方に関連する分野、交通利用状況に関連する分野、暮らし方に関連する分野にはどのような変化があったのかについて、情報収集、整理、分析を行う。また、その他必要と考えられる分野に関し、同様に行う。

2. 外部環境に関する情報の収集等

(1) 情報収集、整理、分析

新型コロナウイルス感染症によって人々の働き方、暮らし方がどのように変化したか等、生活に関する情報収集、整理、分析を行う。

(2) 有識者ヒアリング

外部環境分析や情報収集等に関連して、アフターコロナにおける人々の働き方、暮らし方等について有識者にヒアリングを行う。

3. 町田市が取り組むべき施策の方向性の作成

町田市未来シナリオ及び業務内容1・2を踏まえて、町田市が発展するために求められる短期（概ね2030年までの実現を目指す）的な施策の方向性を作成する。

4. 効果的な情報発信

伝わりやすい媒体や手法等を提案し、研究過程に関する効果的な情報発信を行う。

5. 研究成果の作成・発表

(1) 研究成果報告書

業務内容に記載した項目ごとに整理された報告書を作成する。

(2) 講演会の実施

町田市の今後の発展に向けた施策について、研究発表会として講演会を行う。企画案の作成及び運営支援（開催準備と当日の運営支援、録画記録等の作成）を行うほか、効果的な周知を行い、集客に努める。

6. 甲との打合せへの出席及び記録の作成

乙は、委託業務の実施にあたり、会議（対面・リモート）、電話、電子メール等の方法を用い、随時連絡を取り、打合せ事項については、協議書及び打合せ記録を作成するとともに、甲に作業の進捗状況を報告する。

第3章 成果品

(成果品)

乙は次の成果品を甲に提出する。電子データはDVD、CD-R等で提出すること。

1. アフターコロナにおけるこれからの郊外都市のあり方に関する研究成果報告書 A4版10部（紙媒体）

2. 上記成果品に係る一式（電子データ）

Microsoft Word, Excel, Power Point等の形式による編集が可能なデータ。調査事項の集計結果、分析結果データ、グラフ等（電子データ）

3. 打合せ資料及び議事録一式（電子データ）

4. その他関連資料一式（電子データ）

参考文献一覧、作成した図面・各資料の原典資料等

(履行の報告)

乙は、契約期間内に成果品の甲への納入をもって委託業務を完了し、検査を請求しなければならない。

第4章 契約期間

(契約期間)

この契約期間は契約締結の日から、2023年3月31日までとする。

第5章 支払

(支払)

甲は、乙から提出された成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、乙からの請求に基づき、一括して支払う。

第6章 その他

(環境により良い自動車利用)

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の既定に基づき次の事項を厳守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。